

KKR

年金だより

令和6年12月発行

No.142

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

令和6年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について.....	2
「源泉徴収票」に関するよくある質問	3
「源泉徴収票」等の(再)発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください	4
全国年金相談会のご案内(令和7年1月以降開催分)	5
こんなときには届出をお願いします.....	6
読者のひろば	7
2025年 KKR年金カレンダー	8



「冠雪した駒ヶ岳」北海道七飯町大沼

(北海道) 佐々木 孝 さん

令和6年分 「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和6年中にお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）を、**令和7年1月8日(水)から20日(月)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

支払を受ける者	住所又は居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号)	1234*****
フリガナ氏名	ネンキン タロウ	年 金 太 郎	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 23 年 12 月 5 日
区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		1 7 5 3 千 円	3 千 円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分				
所得税法第203条の3第7号適用分				
特別徴収者		源泉徴収対象配偶者	源泉徴収対象扶養親族	
フリガナ氏名		ネンキン ハナコ	16歳未満の扶養親族	
(摘要)		2	2	
支 払 者		法人番号	2010005002559	
		所 在 地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-10 九段合同庁舎	
		名 称	国家公務員共済組合連合会	

※源泉徴収時所得税減税控除済額 8,116円、控除外額 51,884円

住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民健康保険料の年間徴収額が「社会保険料の額」として表示されます。

定額減税により減税された所得税額を表示しています。
なお、控除外額は控除しきれなかった額です。
(定額減税については、3ページの「定額減税について」をご覧ください。また、控除しきれなかった額の取扱いにつきましては、お住まいの市区町村にお問合せください。)

●源泉徴収票の区分について

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受給されている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

＜年金から「個人住民税および森林環境税」が特別徴収されている方へ＞
個人住民税および森林環境税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載しておりません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問

質問 1 源泉徴収票に記載された支払金額はいつからいつまでに支払われたものですか。

答え 令和6年2月の定期支給期分から令和6年12月の定期支給期分までの支払金額となります。また、令和6年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から令和6年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえるのですか。

答え 令和6年分の源泉徴収票については、「自動音声受付サービス」において再発行することができます。（「自動音声受付サービス」専用電話 **03-5212-2243** ご利用は、4ページをご覧ください。）また、KKRホームページから印刷した源泉徴収票交付（再交付）申請書の郵送での受付も**令和7年1月21日（火）から**可能ですのでご利用ください。

なお、過去5年分の源泉徴収票についても再発行することができます。この場合は、「KKR年金相談ダイヤル」**0570-080-556（ナビダイヤル）**への電話や源泉徴収票交付（再交付）申請書でご依頼ください。

※当会年金部に登録されているご本人様以外の住所に送付することはできません。

質問 3 令和6年10月頃に提出した令和7年分「扶養親族等申告書」と扶養親族の人数などの申告内容が異なっているのはどうしてですか。

答え 令和6年分「公的年金等の源泉徴収票」は、令和5年10月頃にご提出された「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

質問 4 令和6年分の源泉徴収票の電子交付はできますか。

答え 「KKR年金スマートサービス」にご登録された方は、電子交付を受けることができます。ご利用については、4ページをご覧ください。

定額減税について

所得税の源泉徴収の対象となる老齢年金を受給する国内居住者の方の令和6年分所得税について、令和6年6月以降に支払いを受けた年金の源泉徴収税額から年金受給者本人、ならびに所得見積額が48万円以下の同一生計配偶者および扶養親族1人につき3万円の合計額を上限とし所得税額を限度に控除されます。

なお、定額減税の詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。

※ 源泉徴収票の発送後は、電話が大変混み合います。KKRホームページに「源泉徴収票」に関するQ & Aを掲載していますので、あわせてご覧ください。



確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

令和6年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（注）が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

（注）利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告（還付申告）により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額（介護保険料など）を普通徴収により個人で納付された方

< 国税庁からのお願い >

確定申告（還付申告）をされる場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署にお問合せください。

「源泉徴収票」等の(再)発行は 「自動音声受付サービス」をご利用ください

「公的年金等の源泉徴収票」等の(再)発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付が
できる通知書等

1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票
(注)

5
年金受給権者
受取機関
変更届

～ ご利用方法 ～

- 03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- (再)発行を申請する方の**基礎年金番号(数字10桁)**と**生年月日(西暦・数字8桁)**を登録(入力)してください。
- 「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

(注)令和7年1月1日(水)から1月15日(水)の間は、**4「公的年金等の源泉徴収票」**の再発行につきましては、受付を停止しております。

- ・(再)発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・(再)発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

「KKR年金スマートサービス」について

「KKR年金スマートサービス」は、マイナポータルと連携する「e-私書箱」を利用したサービスです。このサービスをご利用いただくことで、スマートフォンやパソコンから、「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」の電子版を受け取ることができます。発行は、依頼された翌営業日以降になります。

なお、このサービスをご利用される際には、事前に「マイナンバーカード取得」・「マイナポータル利用者登録」・「e-私書箱アカウント作成」が必要です。

「公的年金等の源泉徴収票」(電子版)

⇒ e-Tax自動入力に対応！
オンラインで確定申告のお手続き
ができます。



「KKR年金スマートサービス」では、「公的年金等の源泉徴収票」(電子版)の発行のほか、在職中の方向けに年金支給額の試算機能も提供しております。

ご利用方法はこちらからご覧ください。▶▶▶



◆このサービスに関するお問合せ先

KKR e-私書箱ヘルプデスク
Eメール: eshishobako-kk-help@nri.co.jp
専用電話: 050-1791-5544
受付時間 9:00～17:30

(土日祝日・年末年始を除く)

⚠このお問合せ先では、「KKR年金スマートサービス」や「e-私書箱」以外のご照会は、お受けできません。

全国年金相談会のご案内

年金に関するご相談に応じるための年金相談会の開催を以下のとおり予定しています。
最新の情報は、KKRホームページをご覧ください。



kkf 年金相談会

検索



全国年金相談会およびKKRオンライン年金相談室【大阪】へのご参加は、事前の予約が必要です。

なお、KKRオンライン年金相談室【大阪】および年金の相談窓口【東京】もweb予約できるようになりました。

※【大阪】【東京】を除く全国年金相談会のご予約は、開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。ご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●ホームページからの予約（web予約）

「年金相談会予約システム」から
ご予約ください。

「年金相談会予約システム」はこちら ▶▶▶



●電話での予約

予約受付専用電話 03-3265-9708

受付時間 9:30～17:30（土日祝日、年末年始を除く）

※この電話番号では、年金相談会ご予約以外のご照会、お受けできません。

※なお、KKRホームページ内の「全国年金相談会予約受付票」を印刷し、必要事項を記入のうえ、郵送いただく文書でのご予約も行っております。

■全国年金相談会日程

■令和7年1月～2月

開催日	開催地	開催会場	相談形式
1月16日(木)	岡山市	サン・ピーチOKAYAMA	対面
1月17日(金)	神戸市	ホテル北野ブラザ六甲荘	対面
1月23日(木)	名古屋市	KKRホテル名古屋	リモート
1月24日(金)	金沢市	KKRホテル金沢	リモート
1月24日(金)	宮崎市	ニューウェルシティ宮崎	対面
1月31日(金)	横浜市	KKRポートヒル横浜	対面
2月6日(木)	長崎市	ホテルセントヒル長崎	対面
2月7日(金)	佐賀市	ホテルマリタレ創世 佐賀	対面
2月14日(金)	福岡市	KKRホテル博多	対面
2月20日(木)	大津市	KKRホテルびわこ	対面
2月21日(金)	京都市	京都ガーデンパレス	対面
2月28日(金)	徳島市	ホテル千秋閣	対面

■令和7年3月

開催日	開催地	開催会場	相談形式
3月7日(金)	松山市	ホテルマイステイズ松山	対面
3月7日(金)	熊本市	KKRホテル熊本	リモート
3月14日(金)	大分市	ホテル日航大分オアシスタワー	対面
3月21日(金)	千葉市	ホテルブラザ菜の花	対面

【お知らせ】

令和7年4月以降の全国年金相談会日程につきましては、現在、開催地・開催会場・相談形式を調整しております。

日程等が決定次第、KKRホームページに掲載いたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○リモートの相談形式では、モニター画面に映る相談員が年金相談にお答えいたします。KKRホテルの職員がご案内いたしますので、安心してご相談いただけます（相談者による機器操作は不要です）。

KKRオンライン年金相談室【大阪】のご案内 平日のみ

KKRホテル大阪（1階ロビー）に設置した専用相談ブースからのオンライン相談となります。パソコンの操作は一切不要です。



開設期間：令和7年3月28日(金)まで

相談時間：10:30～16:00（土日祝日・年末年始を除く）

予約方法：相談希望日の前日17:30までに上記ホームページ
または **予約受付専用電話** からご予約ください。

KKRホテル大阪へのアクセス

森ノ宮駅からシャトルバス（送迎バス）をご利用ください。

年金の相談窓口【東京】を常設しています

KKR年金部では、東京の九段合同庁舎内1階に年金相談窓口を常設しております。

個室で安心してご相談いただけますので、ぜひお気軽にお越しください。

※web予約もご利用いただけます。相談希望日の前日までにご予約ください。（予約なしでもご利用いただけます。）

■相談時間

9:00～17:30

（土日祝日・
年末年始を除く）



● 同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

こんなときには届出をお願いします



年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	対象となる年金の種類
年金の受取口座を変更するとき	全ての年金
年金を受けている方が氏名を変更したとき	
加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき	老齢・退職・障害
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど	
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	
特別支給（65歳未満）の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込をしたとき または、高年齢雇用継続給付を受けることとなったとき	老齢・退職
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき	遺族
遺族年金を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき	
年金を受けている方が行方不明になったとき	全ての年金
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき	

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- 年金の「受取機関変更届」は、毎支給月の前月（奇数月）の10日までに当会年金部に届くように投函してください。
- 書類に不備があると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- 変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- 届出用紙が必要な方は、「自動音声受付サービス」をご利用いただくか、KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷してご利用ください。もしくは、当会年金部へご依頼ください。

マイナ保険証のご利用について

より良い医療を受けるため、マイナンバーカードを健康保険証（共済組合員証）としてご利用ください。こちらをご覧ください▶



マイナ保険証を利用するには申込が必要です。

申込方法① 顔認証付きカードリーダーで申込
すべての連合会病院で対応しております！

申込方法② スマートフォンで申込
マイナポータルからのお手続きです。

申込方法③ セブン銀行のATMで申込
お近くのセブン銀行でのお手続きです。

読者のひろば

楽しい日々「卒寿」の今日この頃

最愛の妻に先立たれて6年、老人の一人生活が続いている。人生の末路とも思われる「卒寿」を迎えたこの頃、体力の衰えを実感する。加えて認知機能の衰えも自慢できない。



生きるためには食生活は必須である。3度の食事・献立など、時にはテレビの料理番組にお世話になりながら、自分自身に納得できる楽しい食事を心がけている。

より体力と知力を維持するため、毎日約1時間の散歩が日課、帰路途中のスーパーで食料品の買い物。その後は医療機関で短時間の体のリハビリ訓練など。さらには、週1回市立図書館でのボランティア活動。返却された図書の配架等を行ない、市民の読書傾向など興味深く新しい知識を得る。

これらの行動の原点は健康であることが条件であり定期的な血液検査など専門医の指針を仰ぎながら、日々の健康チェック(血圧・体温・脈拍)を怠らず、記録し数値を自認することが健康管理の第一歩であろう。

さらには、人生の集大成として過去の各種写真帳から後世に伝えたい貴重な写真を抜粋。パソコンを駆使し700枚の写真を複製、A4紙の両面に時系列にカラープリントし併せて説明を加えP84にまとめた。表紙と編纂は外注のうえ10部作製した。出来栄は最高、自画自賛したい。計画から完成まで6カ月間を要したが達成感は何にも勝る「卒寿」の記念となった。

熊本県 蔵原 敬吾 さん

一人暮らしになって思うこと

ちょっと小さな旅をしたり、仲良しグループでランチに、たまに映画に。

どれをとっても主人が頑張ってくれたお陰で、年金を頂けるお陰で、今の生活が有るとつくづく思い有難く感謝する毎日です。

最近アルバムの中に、22年前主人が定年退職の日に私に書いてくれた手紙が貼ってあるのを見つけました。

「本日退職するにあたり、無事にこの日を迎えられたのは君の献身的な務めがあったからと感謝の気持ちでいっぱいです。この36年間本当に有難う。残る人生を理解しあい助け合って歩んで行こうね」と。

そして手紙と一緒に『「愛情券」好きなものを買って下さい 3万円』と書いたカードが入っていました。(孫いわく『子供の「肩たたき券」みたい』って)

この日私も主人へ感謝を込めてプレゼントを準備していましたが、主人からの手紙とプレゼントは思いもよらぬものでした。

主人が旅立って3年近く。今私が主人に伝えたいです。手紙を送りたいです。

「あなたのお陰で老後を、ちょっと淋しいけど家族に、そしてステキなお友達にかこまれて幸せに暮らしています。こんなに沢山お友達がいるのも父さんが気持よくいろんな活動に参加させてくれたお陰です。本当に有難うございます。もう少しこちらで頑張ります。見守って下さいね。そちらに行く時はあの笑顔で又迎えて下さいね。」と…。

奈良県 村上 靖子 さん

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など題名は自由です。原稿をお待ちしております。

任意の様式にて200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名を明記して、当会年金部 年金だより担当「読者のひろば」係までお送りください。

掲載時に顔写真の掲載を希望される方は、写真を同封してください。また、匿名・イニシャル等を希望される場合は、その旨をお書き添えください。

なお、原稿・写真の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

令和7年6月号(No143)の本誌の表紙写真を募集します。季節にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、Lまたは2Lサイズのプリント(横写真のみ)で、撮影日時および場所、題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名を明記して、当会年金部 年金だより担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。応募の締切は令和7年2月14日(金)です。

2025年KKR年金カレンダー



時期	定期支給日	発送などの予定
1月		中旬 『令和6年分 公的年金等の源泉徴収票』 (圧着式はがき) 発送予定
2月	14日 定期支給期 (12月・1月分)	2月中旬 3月中旬 令和6年分 所得税の確定申告
3月		
4月	15日 定期支給期 (2月・3月分)	
6月	13日 定期支給期 (4月・5月分)	初旬 『KKR年金だよりNo.143』 『年金支払通知書』(※) } 発送予定
8月	15日 定期支給期 (6月・7月分)	
9月		9月下旬 10月初旬 『KKR年金だよりNo.144』 『令和8年分 公的年金等の 受給者の扶養親族等申告書』 } 発送予定
10月	15日 定期支給期 (8月・9月分)	
12月	15日 定期支給期 (10月・11月分)	中旬 『KKR年金だよりNo.145』 発送予定

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

「KKRねんきん案内」について

2025年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。

「KKRねんきん案内」には、年金に関する年間スケジュールやKKRの宿泊施設リストなどの情報を掲載しています。また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。



KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR 年金相談ダイヤル」〔年金に関するご相談・お問合せ専用〕

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

○年金を受けている方がお亡くなりになったときは、

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分 (土日祝日、年末年始はご利用できません)

- 休日明けの午前中、年金の定期支給日の前後一週間程度および源泉徴収票の送付後などは、電話が大変混み合います。
週の後半や夕方(16:00～17:00)などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。
- 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。
- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/> kkr年金 検索